

岐阜地方労働審議会

第3回岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部議事録

令和7年11月26日(水) 13:30~15:45

岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

<p>中家 賃金室長</p>	<p>定刻となりました。 本日は御多用のところ、岐阜地方労働審議会 第3回岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。 本日は、委員9名全員が出席されておりますので、地方労働審議会令第8条第1項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本審議会は公開審議ですが、公開公示をしたところ、傍聴希望の申し出はございませんでした。 それでは、ここからは浅井部会長に進行をお願いいたします。</p>
<p>浅井部会長</p>	<p>それでは、議事を進めてまいります。 議題1「岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の改正決定について」です。 前回、9月8日に開催されました第2回目の専門部会における家内労働者側、委託者側の主張を振り返ります。 家内労働者側は、平成8年当時の岐阜県最低賃金額628円と、今年度改正されました岐阜県最低賃金額1,065円の引上げ率の1.69倍を乗じた金額、飯茶わん、湯呑茶わん、小皿をそれぞれ5円91銭、マグカップを6円84銭、ケーキ皿を7円09銭との主張でした。 委託者側は、同業者は減っているけれど、産業を守っていきいたいという話がありました。最低工賃額については、現行マグカップの4円05銭と実態調査結果のデータから、工賃の最低額の6円00銭の比率が1.48倍であることから、現行の最低工賃額に1.48倍の額である、飯茶わん、湯呑茶わん、小皿の3種類をそれぞれ5円18銭、マグカップを6円00銭、ケーキ皿を6円21銭と主張されました。 本日、個別に御意見を伺う前に、改めてこの場で発言しておきたいことがございましたらお伺いしますが、いかが</p>

	<p>でしょうか。 家内労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
森川委員	<p>特にありません。</p>
浅井部会長	<p>委託者側委員はいかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>特にありません。</p>
浅井部会長	<p>ありがとうございました。 これより、二者協議に入ります。公労、公委で個別にお話をお伺いします。 家内労働者側から二者協議を始めたいと思います。 その前に事務局から、連絡事項をお願いします。</p>
中家賃金室長	<p>それでは、二者協議に入りますので、公・労・委各委員の皆様は、それぞれの控室で待機をお願いします。</p>
<p>【公益委員・家内労働者側委員との個別協議】 【公益委員・委託者側委員との個別協議】</p>	
浅井部会長	<p>再開いたします。 これまでの協議内容ですが、家内労働者側は、最賃の上げ幅に準じた額を御主張されました。 これに対し委託者側は、実態を勘案して協議する方向で御主張されました。 そういった中で、家内労働者側、委託者側双方が議論を尽くした結果、最低賃金の上昇率をベースとし、そこに実態調査の結果を勘案し、それぞれ、飯茶わん、湯呑茶わんについては2円41銭引上げの5円91銭に、小皿については1円98銭引上げの5円48銭に、マグカップは、2円25銭引上げの6円30銭に、ケーキ皿は、2円89銭引き上げの7円09銭とすることを公益委員から提案し、双方から御了承いただきました。 また、発効日ですが、令和8年3月31日とすることで双方御了承いただきました。 円滑な審議に御協力いただき、ありがとうございました。 この案のとおり改正決定することに御異議はございませんでしょうか。</p>
各側委員	<p>異議なし。</p>

浅井部会長	<p>それでは、全会一致と認めます。</p> <p>専門部会の議決は、地方労働審議会令第7条第4項で準用する第6条第7項により、審議会の議決とすることとなっておりますので、事務局で報告書案と答申文案を準備してください。</p>
事務局	(報告書案及び答申文案の配布)
浅井部会長	それでは、報告書案と答申文案を事務局で読み上げてください。
安藤 室長補佐	(報告書案と答申文案を朗読)
浅井部会長	ただ今読み上げていただいた報告書案と答申文案のとおりでよろしいでしょうか。
各側委員	異議なし。
浅井部会長	<p>ただ今、専門部会報告書案と答申文案は全会一致で議決されました。</p> <p>それでは、文案のとおり答申することとします。</p> <p>事務局で答申文を用意してください。</p>
(浅井部会長、上田労働基準部長、会場中央へ進む)	
浅井部会長	<p>答申します。</p> <p>(上田労働基準部長に答申文を渡す。)</p>
上田労働 基準部長	<p>頂戴いたします。</p> <p>(答申文を受け取る。)</p>
上田労働 基準部長	<p>ただ今、全会一致による答申をいただきました。</p> <p>委員の皆様にかかれましては、岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の改正決定について、平成9年以来、29年ぶりの改正ということで、当時とは経済情勢、業界の状況が大きく変化し、原材料費や燃料費の高騰、後継者不足など、事業運営を取り巻く課題が多く、面で変化・相違しているところです。こうした中、最低工賃の妥当性を検証し、慎重かつ精力的に調査審議を行っていただき、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。</p> <p>これからも家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため御協力をよろしくお願いします。</p>
浅井部会長	<p>それでは、議事を続けます。</p> <p>次に、議題2「その他」ですが、事務局から何かありますか。</p>

<p>中家 賃金室長</p>	<p>今後の官報公示までの流れについて御説明します。</p> <p>本日、答申をいただきましたので、今後、異議申出の公示を行い、15日間の異議申出期間を待ちます。異議申出期間中に答申に対する異議申出があった場合は、異議申出対応の専門部会を令和8年1月16日（金）午前10時から開催し、審議・答申後に官報公示手続となります。</p> <p>また、異議申出が異議申出期間中になかった場合は、令和8年1月16日の専門部会を開催しませんので、異議申出期間終了日の翌開庁日となる12月15日（月）に電子メールにより皆様にお知らせします。</p> <p>本省報告後に官報公示手続を行い、令和8年3月31日に指定日発効となります。</p> <p>なお、官報公示の内容について、基本的にはこの専門部会報告書、答申文と同じ内容になりますが、本省内での決裁を行う過程で漢字をひらがなに変えることや、送り仮名の付け方等、一部記載内容の修正を行う場合がありますので、その点を御了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に、本日議決されました専門部会報告書と答申については、来年3月上旬開催予定の岐阜地方労働審議会に報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>浅井部会長</p>	<p>ただ今、事務局から今後の官報公示までの流れ、官報公示手続における修正等について説明がありました。</p> <p>何か御意見、御質問等ありますでしょうか。</p>
<p>各側委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>浅井部会長</p>	<p>それでは、これをもちまして閉会とします。</p> <p>ありがとうございました。</p>